



2015年4月8日

各 位

会 社 名 株式会社リンガーハット  
代表者名 代表取締役社長 秋本 英樹  
(コード番号 8200 東証第1部、福証)  
問合せ先 管理部担当執行役員 小田 昌広  
(TEL. 03-5763-9100)

### 社外取締役候補者選任及び定款一部変更に関するお知らせ

#### ■社外取締役候補者選任について

当社は、本日の取締役会において、業務執行のモニタリング機能を高め、持続的な企業価値向上とともに、コーポレートガバナンス体制の強化のため、下記候補者を新任の社外取締役候補者として決議いたしましたのでお知らせいたします。

なお、本件については平成27年5月27日開催予定の当社第51期定時株主総会において正式に決定される予定であります。

#### ・(新任)社外取締役候補者

川 崎 <small>あつし</small> 享	平成20年5月 株式会社エム・アイ・ピー入社
(昭和40年4月28日生)	平成25年5月 同社代表取締役社長(現任)

※なお、同氏は東京証券取引所及び福岡証券取引所が定める「独立役員」に該当するものとして指定する予定であります。

## ■定款一部変更について

同じく本日の取締役会において、下記を変更内容とする定款一部変更の件を、平成27年5月27日開催予定の当社第51期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

### 1. 提案の理由

(1)「会社法の一部を改正する法律」(平成26年6月27日公布)により、非業務執行取締役、社外監査役以外の監査役に対して、会社に対する損害賠償責任の一部を免除することが可能となったことにより、これら非業務執行取締役等による業務執行に関するモニタリングが十分に機能されるように、現行定款第26条(社外取締役の責任免除)及び同第39条(社外監査役の責任免除)の規定を変更するものであります。なお、現行第26条の変更については、各監査役の同意を得ております。

(2)コーポレート・ガバナンスがさらに柔軟かつ機動的に機能されるよう、会社法上の制度ではない役付取締役の構成については、今後は取締役会に授権し、現行規定第23条(役付取締役)を削除するものであります。また、これに伴い株主総会及び取締役会の招集権者及び議長(同第15条及び第28条)、代表取締役(同第24条)に所要の変更を行うものであります。

(3)上記条文の削除に伴い、条数の繰り上げを行うものであります。

### 2. 変更の内容

変更の内容は、【別表】のとおりであります。

### 3. 変更日程

定款変更のための株主総会開催日 平成27年5月27日(水曜日) 予定

定款変更の効力発生日 平成27年5月27日(水曜日) 予定

【別表】（下線部分は変更箇所を示しております。）

現行定款	変更案
<p>第 15 条（招集権者及び議長）</p> <p>株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議に基づき取締役社長がこれを招集し、その議長となる。ただし、取締役社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会の定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。</p> <p>第 23 条（役付取締役）</p> <p><u>取締役会の決議により取締役会長・取締役社長各 1 名、取締役副社長・専務取締役及び常務取締役各若干名を選定することができる。</u></p> <p>第 24 条（代表取締役）</p> <p>取締役社長は、<u>会社を代表する。</u></p> <p><u>2.取締役会の決議により、前条の役付取締役の中から会社を代表する取締役若干名を選定することができる。</u></p> <p>第 25 条 &lt;条文省略&gt;</p> <p>第 26 条（<u>社外取締役</u>の責任免除）</p> <p>当社は、<u>社外取締役との間で</u>、会社法第 423 条第 1 項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。</p> <p>第 27 条 &lt;条文省略&gt;</p> <p>第 28 条（取締役会の招集権者及び議長）</p> <p>取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>取締役社長</u>がこれを招集し、その議長となる。ただし、<u>社長</u>に事故あるときは、あらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。</p> <p>第 29 条～第 38 条 &lt;条文省略&gt;</p> <p>第 39 条（<u>社外監査役</u>の責任免除）</p> <p>当社は、<u>社外監査役との間で</u>、会社法第 423 条第 1 項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。</p> <p>第 40 条～第 50 条 &lt;条文省略&gt;</p>	<p>第 15 条（招集権者及び議長）</p> <p>株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議に基づき<u>代表取締役</u>がこれを招集し、その議長となる。ただし、<u>当該代表取締役</u>に事故あるときは、あらかじめ取締役会の定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。</p> <p>&lt;削除&gt;</p> <p>第 23 条（代表取締役）</p> <p><u>取締役会の決議により、代表取締役を選定する。</u></p> <p>&lt;削除&gt;</p> <p>第 24 条 &lt;現行どおり&gt;</p> <p>第 25 条（<u>取締役</u>の責任免除）</p> <p>当社は、<u>業務執行取締役等以外の取締役との間で</u>、会社法第 423 条第 1 項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。</p> <p>第 26 条 &lt;現行どおり&gt;</p> <p>第 27 条（取締役会の招集権者及び議長）</p> <p>取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>代表取締役</u>がこれを招集し、その議長となる。ただし、<u>当該代表取締役</u>に事故あるときは、あらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれに代わる</p> <p>第 28 条～第 37 条 &lt;現行どおり&gt;</p> <p>第 38 条（<u>監査役</u>の責任免除）</p> <p>当社は、<u>監査役との間で</u>、会社法第 423 条第 1 項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。</p> <p>第 39 条～第 49 条 &lt;現行どおり&gt;</p>

以上